

通所介護 重要事項説明書

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 福寿会
主たる事務所の所在地	〒373-0036 太田市由良町 104-3
代表者（職名・氏名）	理事長 伊藤 薫
設 立 年 月 日	平成 9 年 10 月 16 日
電 話 番 号	0276-31-1212

2. 事業所の概要

事業所の名称	太田市ゆらの里デイサービスセンター		
事業所の所在地	〒373-0036 太田市由良町 104-3		
電話番号	0276-31-1212		
FAX番号	0276-31-9523		
指定年月日・事業所番号	平成 12 年 4 月 1 日 指定	1070500150	
実施単位・利用定員	1 単位	定員 25 人	
通常の事業の実施地域	太田市（太田市以外の方でもご希望の方はご相談下さい）		
第三者評価の実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ・ 無

3. 運営の方針

- 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4. 提供するサービスの内容

- 食事の提供
食事の提供及び必要な介助を行います。
- 入浴（一般浴、機械浴）
入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。

- ・日常生活動作の機能訓練
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・健康状態の確認
体調や血圧等の確認を行います。
- ・送迎
居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・日常生活における相談及び助言
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・その他日常生活上の援助
利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで

6. 事業所の従業員の体制

（令和7年5月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
生活相談員	1人	1人	人	人
看護職員	人	2人	人	人
介護職員	1人	2人	3人	人
機能訓練指導員	人	2人	人	人

7. サービス提供の担当者

利用者のサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 木村 成美
管理責任者の氏名	管理者 伊藤 薫

8. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

（１）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費】（通常規模型）

所要時間	利用者の要介護度	通所介護費（１回あたり）				
		単位数	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担１割の場合）※（注２）参照	利用者負担金 （自己負担２割の場合）※（注２）参照	利用者負担金 （自己負担３割の場合）※（注２）参照
7時間以上 8時間未満	要介護１	658	6,580円	658円	1,316円	1,972円
	要介護２	777	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護３	900	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護４	1,023	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護５	1,148	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

【加算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算等の種類	加算額（１回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担１割の場合）※（注２）参照	利用者負担金 （自己負担２割の場合）※（注２）参照	利用者負担金 （自己負担３割の場合）※（注２）参照
入浴介助加算（Ⅰ）	40	400円	40円	80円	120円
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月２回まで）	150	1,500円	150円	300円	450円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	560円	56円	112円	168円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	60円	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（基本利用料＋各種加算減算）の8.0％		左記額の１割	左記額の２割	左記額の３割

（注１）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

2 地域加算（7級地）利用総合計に 10.14 を乗じた額になります。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

（2）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき 600 円の食費をいただきます なお、当日連絡の欠席については食事代 600 円をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）についてまた、レクリエーション等にかかる費用は実費をいただきます。

（3）支払い方法

毎月、10 日前後に前月分の利用料の請求書を発行いたしますので、集金袋にて現金集金させていただきます。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・複数の利用者の方々と同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

11. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0276-31-1212 受付時間 月曜日から土曜日 9時から5時 担当者名 高橋 徹
---------	--

(2) その他苦情申立の窓口

苦情相談窓口	太田市長寿あんしん課	電話 0276-47-1856
	群馬県国民健康保険団体連合会	電話 027-290-1323

13. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

14. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、この契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただきます場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、10日以内にお支払いがない場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者	所 在 地	群馬県太田市由良町 104-3
	事業所名	太田市ゆらの里デイサービスセンター
	職・氏名	生活相談員 木村 成美 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

署名代行者（又は法定代理人）	
住 所	
本人との続柄	
氏 名	印